

令和3年12月17日

任意継続被保険者 各位

千葉県医業健康保険組合

任意継続被保険者の資格喪失事由の追加について

平素より当組合の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、健康保険法等の一部改正に伴い、下記のとおり任意継続被保険者にかかる喪失事由に「被保険者からの申出による資格喪失」が追加となりますので、お知らせいたします。

なお、今回の一部改正により傷病手当金の支給期間の通算化等の見直しも行われておりますので、詳細につきましては、当組合ホームページをご確認くださいようお願いいたします。

記

任意継続被保険者の喪失事由（令和4年1月1日施行）

被保険者（本人）が次のいずれかに該当した日の翌日（③・④・⑥の時は、その日。⑦の時は、申出書が受理された日の翌月1日）に任意継続被保険者の資格は喪失します。

- ① 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき
- ② 保険料が納付期日までに納付されなかったとき
- ③ 再就職して健康保険の被保険者となったとき
- ④ 船員保険の被保険者となったとき
- ⑤ 死亡したとき
- ⑥ 後期高齢者医療の被保険者等となったとき
- ⑦ 任意継続被保険者でなくなることを希望する申出があったとき（新たに追加となった事由）

【本件に関する照会先】

担当 管理課
TEL 043-241-8514
E-mail cik@jade.dti.ne.jp